

6次産業化推進事業（ハード支援）実施要領の運用について

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

第1 事業実施主体について

- 1 農林漁業者を含む3戸以上で組織する集団とは、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - (1) 地域農林水産業・農山漁村の振興に寄与する強い意欲を有する農林漁業者を含む3戸以上で組織する集団であること。ただし、漁業者には、漁業者もしくは漁業従事者の家族または漁協女性部員を含む。
 - (2) 規約により代表者、構成員が定められており、組織の施設・機械の利用および運営に関する規定等が整備されていること。
 - (3) 構成員の住所が、概ね同一地区内（所管する農林総合事務所等の管内）であること。
- 2 事業実施主体の住所と整備する施設等の住所の市町が異なる場合、事業実施主体の住所がある市町が所管すること。

第2 施設・機械等の導入基準等について

- 1 本事業で導入する施設・機械等の規模、性能等については、利用計画等からみて適切なものであること。
- 2 本事業で導入する施設・機械等については、事業実施主体が自ら行う農林水産物の加工および販売を行うためのものとする。なお、販売にかかる施設および機械・設備のみの整備も可能とし、同施設および機械・設備は県内で生産された6次産業化商品の販売も可能とする。
- 3 本事業で導入する施設・機械等を用いて取り組む加工および販売において、使用する主要な農林水産物は、事業実施主体自らまたは地域で生産した農林水産物が原則として50%以上（取扱量または取扱金額）を占めていること。

ただし、地域の伝統技術を用いた農林水産物の加工および販売の場合は除く。
- 4 事業実施主体が既に取り組んでいる加工および販売を拡充する場合は、自ら生産する農林水産物の生産量の増加、品質の向上、新たな品目の導入のいずれか1つ以上取り組むように努めること。
- 5 許認可の必要な関係法令の手続きを完了（または、確実に完了できる見込があること）してから計画書を提出すること。
- 6 補助事業に関する土地・建物の権利関係を明確にし、補助事業により

取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間内は、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供さないこと。

第3 店舗の運営について

農林水産物等の販売や農林水産物を活用した料理等の提供において店舗を運営する場合は、原則として年間を通した営業を行い、営業時間、定休日等については適正に定めることとする。

第4 事業計画達成状況報告および改善計画について

1 市町長は、事業実施年度を1年目と数え、目標年度（5年目）まで毎年度、事業計画達成状況報告書（様式第5号）により当該年度における実績を評価する。

目標年度（5年目）において、経営全体の販売額の実績が目標値の概ね8割に満たない場合は、当該事業実施主体に対し、当該事業の改善計画（様式第6-1号）（当初の目標年度の3年後を目標年とする）を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、事業の実績を報告させ、目的達成を図るよう指導するものとする。

2 市町長は1の場合、（様式第6-2号）により県に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

3 1の場合にあって、当該施設の一部もしくは全部が、農林漁業情勢の変動や変化等のやむを得ない事情により、改善計画に沿った利用を行ってもその適正かつ効率的な運用が期待しがたいと判断され、別の目的の施設等として有効利用を図ることが確実と認められるときには、本事業の補助対象範囲である場合に限り、これを条件として、市町長および県は事業実施主体に、施設等の利用計画の変更を検討させ、目的外使用の承認申請の手続きを行わせることができるものとする。なお、この場合においては、当該施設等の処分制限期間（農林水産部中山間農業・畜産課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第4）内において、補助条件を継承することとし、県補助金相当額の納付は要しないものとする。

第5 財産処分の制限について

交付要綱第8条の規定に伴う手続きは、国庫補助事業に準ずるものとする。

第6 その他

本事業の導入にあたっては、市町、農業協同組合等関係機関が一体となって事業実施主体の活動を支援すること。

附 則 この運用は、令和元年7月25日より施行する。